

協議第 5 2 号

総務関係事務事業の取扱い（その 2）について

総務関係事務事業の取扱い（その 2）について提出する。

平成 1 6 年 9 月 1 1 日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会 長 中 村 政 行

協定項目	2 3 - 2	各種事務事業の取扱い 総務関係事務事業の取扱い（その 2）について
<p>< 情報公開 > 情報公開及び個人情報保護制度は、合併時に再編する。 情報公開手数料は、温泉町の例より統一する。</p> <p>< 自治組織 > 自治会及び連合自治会、区長協議会は、現行のまま引継ぎ、合併後 1 年以内に調整する。 地縁団体は、現行のまま引き継ぐ。</p> <p>< 補助金 > 地域振興事業等補助金は、現行のまま引き継ぎ、平成 1 8 年度から再編する。</p> <p>< 使用料 > 行政財産目的外使用料は、浜坂町の例により統一する。</p> <p>< C A T V 事業 > C A T V 事業は、現行のまま引き継ぐ。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議